

(参考)ドローン等の飛行の規制区域

※この図は、区域の概略図のため、
詳細は各施設管理者等に確認して
ください。



【小型無人機等飛行禁止法】
原則、飛行が禁止されている区域

- 対象施設の区域
(美保基地・美保通信所・高尾山分屯基地)
- 対象施設周辺地域
(美保基地・美保通信所・高尾山分屯基地)

【航空法】
飛行禁止空域(以下の3つのエリア全て)

- 空港周辺(米子鬼太郎空港)
- 人家の密集地域
- 150m以上の上空(市内全域)

※対象:重量100g以上のもの

国土地理院電子国土基本図(地図情報)(レイヤ:空港等の周辺地域(航空局)、人口集中地区 平成27年(総務省統計局))を加工して作成